

○岡山県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程

平成20年7月1日

広域連合訓令第4号

岡山県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合訓令第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、広域連合長の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定め、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、もって事務決裁の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 広域連合長の権限に属する事務の処理につき、最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 あらかじめ認められた範囲内で、常時広域連合長に代わって決裁することをいう。
- (3) 不在 出張、休暇その他の理由により、決裁権限を有する者（以下「決裁権者」という。）に差し支えがあって決裁できない状態にあることをいう。
- (4) 代決 決裁権者が不在の場合、あらかじめ認められた範囲内で、当該決裁権者に代わって、決裁することをいう。

（専決事項）

第3条 専決事項は、別表に定めるところによる。

（専決事項の例外措置）

第4条 専決権限を有する者（以下「専決者」という。）は、専決事項であっても、次に掲げる事案については、決裁することができない。

- (1) 重要、異例又は先例になると認められるもの
- (2) 上司の特別の指示により処理するもの
- (3) 紛争若しくは論争のあるもの又はそれらのおそれのあるもの
- (4) 法令の解釈上疑義又は有力な異説のあるもの
- (5) 政治性の伴うもの

2 専決者が欠けたときは、その専決事項について、その者の所属の上司の決裁を受けなければならない。

3 課長の専決事項であっても、他の課長の合議を要するもので特に必要があると認められる場合は、事務局長の決裁を受けなければならない。

（報告義務）

第5条 専決者は、決裁する場合において、自己の専決事項であっても、所属の上司に連絡する必要があると認められるものについては、その都度又は定期的に報告するものとする。

(権限を類推する決裁)

第6条 専決者は、この規程に定めのない事案であっても、当該事案の内容が専決事項に準ずる場合には、適宜類推して決裁することができる。

(代決)

第7条 事務局長が不在の場合、その事案に係る事務を主管する課長が、当該事案を代決することができる。

2 課長が不在の場合、その課の庶務を担当する班長が、当該事案を代決することができる。

(代決できる事案)

第8条 代決は、特に至急に処理しなければならない事案に限り行うことができる。ただし、決裁権者が、あらかじめ代決してはならないものと指定した事案又は異例若しくは疑義のある事案については、代決することができない。

(代決後の手続)

第9条 代決した事案については、速やかに所属の上司に報告し、又は関係文書を所属の上司の閲覧に供しなければならない。

附 則

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 共通専決事項

(1) 庶務に関する事項

項 目	専 決 者	
	課 長	事務局長
1 告示（公売に関する公告、公示送達、徴収及び収納事務委託に限る。）を発すること。		○
2 許可、認可、承認、免許等の行政処分を行うこと。	定例軽易なもの	重要なものを除く
3 聴聞の主宰者を決定すること。		○
4 文書の受理を決定すること。	○	
5 課内における文書の総括指導を行うこと。	○	
6 陳情、要望又は苦情を処理し、そのてん末を確認すること。	定例軽易なもの	重要なものを除く
7 公簿の閲覧を許可すること。	○	
8 公簿による証明を行うこと。	○	
9 公簿によらない証明を行うこと。	定例軽易なもの	重要なものを除く
10 証明書等の書換え又は再交付をすること。	○	
11 情報の開示等に関すること。	定例軽易なもの	重要なものを除く

(2) 人事に関する事項

項 目	専 決 者	
	課 長	事務局長
1 一般職の職員（課長を除く。）の配置に関する こと。		○
2 事務分掌の決定に関すること。	○	
3 職務専念義務の免除及び営利企業等の従事の許 可に関すること。	班長以下	事務局長、課長
4 年次有給休暇及び特別休暇の承認に関するこ と。	班長以下	事務局長、課長
5 休日勤務命令及び時間外勤務命令に関するこ と。	班長以下	事務局長、課長
6 所属職員の出張命令及び復命に関すること。	班長以下	事務局長、課長
7 附属機関の委員等の出張命令及び復命に関する こと。	○	
8 臨時職員の任用に関すること。		○

9 法令に基づく所属職員の証明に関すること。	○	
10 職員の勤務時間の変更及び承認に関すること。	○	

(3) 財務に関する事項

項 目	専 決 者		
	課 長	事務局長	
1 歳出予算の節及び目、項間の流用を決定すること。		50万円未満	
2 収入の調定及び納入の通知を決定すること。	50万円未満	○	
3 収入の納付督促に関すること。	○		
4 収入の徴収猶予、分納、更正、修正又は取り消しに関すること。	○		
5 収入の過誤納の還付及び充当に関すること。	○		
6 収入の減免に関すること。		基準の明確なもの又は裁量の余地が無いもの	
7 収入の滞納処分に関すること。		○	
8 費目の更正に関すること。		○	
1 1 需用費	1 報酬	○	
	2 給料	○	
	3 職員手当等	○	
	4 共済費	○	
	5 災害補償費		○
	6 恩給及び退職年金	○	
	7 賃金（総務課合議）	○	
	8 報償費（総務課合議）		○
	9 旅費	○	
	消耗品費	30万円未満	30万円以上 200万円未満
	燃料費	○	
	食糧費		○
	印刷製本費（単価契 契は総額判断）	30万円未満	30万円以上 200万円未満
	光熱水費	○	
修繕費	30万円未満	30万円以上 200万円未満	
その他	30万円未満	30万円以上 200万円未満	

9 支出
負担行為に
関すること
(当該事務
処理を
含む。
)

1 2 役務費	通信運 搬費	郵便料及び 電信料	○	
		その他	3 0 万円未満	3 0 万円以上 2 0 0 万円未満
	広告料		3 0 万円未満	3 0 万円以上 2 0 0 万円未満
	手数料	審査支払手 数料		○
		その他(単 価契約は総 額判断)	3 0 万円未満	3 0 万円以上 2 0 0 万円未満
	保険料		○	
その他		3 0 万円未満	3 0 万円以上 2 0 0 万円未満	
1 3 委託料	保守又は点検		2 0 0 万円未満	○
	電算委託		2 0 0 万円未満	○
	その他		3 0 万円未満	3 0 万円以上 2 0 0 万円未満
1 4 使用料及び 賃借料	電算借上料		2 0 0 万円未満	○
	その他		3 0 万円未満	3 0 万円以上 2 0 0 万円未満
1 5 工事請負費(総務課合議)		3 0 万円未満	3 0 万円以上 2 0 0 万円未満	
1 6 原材料費(単価契約は総額判断)		3 0 万円未満	○	
1 7 公有財産購入費(総務課合議)		3 0 万円未満	3 0 万円以上 2 0 0 万円未満	
1 8 備品購入費		3 0 万円未満	3 0 万円以上 2 0 0 万円未満	
1 9 負担金補助 及び交付金	職員派遣負担金			○
	施設負担金			○
	連合会負担金			○
	保険給付費			○
	補助金			2 0 0 万円未満
	その他		3 0 万円未満	3 0 万円以上 2 0 0 万円未満
2 0 扶助費	法定		○	
	法定外(総務課合議)		3 0 万円未満	3 0 万円以上 2 0 0 万円未満

2 1	貸付金	3 0 万円未満	3 0 万円以上 2 0 0 万円未満
2 3	償還金利子及び割引料		○
2 4	投資及び出資金（総務課合議）	3 0 万円未満	3 0 万円以上 2 0 0 万円未満
2 5	積立金（総務課合議）	2 0 0 万円未満	2 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円 未満
2 7	公課費		○
2 8	繰出金（総務課合議）	○	
1 0	支出命令（単価契約によるものも含む。）	3 0 万円未満	○
1 1	国又は県負担金、支払基金交付金等の申請及び変更、報告に関する事。		○
1 2	国又は県補助金の申請及び変更、報告に関する事。		3, 0 0 0 万円 未満
1 3	国又は県支出金、支払基金交付金等の請求に関する事。		○
1 4	寄附（金銭寄附金及び負担付き寄附を除く。）		○
1 5	公有財産を維持管理すること。	○	
1 6	基金からの一時運用を決定すること。		○
1 7	公租公課に関する事。	○	

2 総務課の専決事項

項 目	専 決 者	
	課 長	事務局長
1 広報に関する事。		○
2 決算及びその関係書類を監査委員の審査に付すること。		○
3 議会が同意した特別職の職員を発令すること。		○
4 期末手当及び勤勉手当の支給に係る勤務実績を認定すること。	○	
5 公平委員会に関する事。		○
6 共済組合に関する事。	○	

3 業務課の専決事項

項 目	専 決 者	
	課 長	事務局長
1 被保険者資格の取得及び喪失処理を行うこと。	○	
2 被保険者証の交付及び回収を行うこと。	○	

3	資格証明書に係る弁明書に関する処理を行うこと。	○	
4	資格証明書を発行及び回収すること。		○
5	標準負担額減額認定に関すること。		○
6	保険料の課税標準を決定すること。	○	
7	保険料の賦課決定を行うこと。		○
8	保険料率軽減決定を行うこと。		○
9	保険料減免決定を行うこと。		○
10	保険料徴収猶予決定を行うこと。		○
11	保険料の減額賦課決定を行うこと。		○
12	賦課決定通知書を発行すること。	○	
13	審査会に関すること。		○
14	レセプトの審査及び保管管理・点検・返戻に関すること。	○	
15	再審査請求に関すること。	○	
16	保険医療機関に対する善管注意義務の確認に関すること。		○
17	未収金に係る被保険者の財産調査に関すること。		○
18	一部負担金の減免に係る県知事への協議に関すること。		○
19	一部負担金減免の決定に関すること。		○
20	保険給付制限処理に関すること。		○
21	第三者行為による損害賠償求償に関すること。	○	
22	不正利得の徴収に関すること。	○	
23	事業状況の報告に関すること。		○
24	レセプト開示に関すること。		○